■職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

令和２年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠し、職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正するほか、育児短時間勤務職員に係る給与の規定を明文化するものです。

■常勤特別職給与条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

令和２年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠し、常勤特別職の給与を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

■会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

令和２年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町国民保護計画の変更について（報告済）

国の基本方針の変更に伴う北海道国民保護計画の一部が変更されたことを受け、追加、修正を行ったほか、長沼町地域防災計画の修正及び町をはじめ関係機関の組織、体制等の変更などにより、文言の整理、整合を図るものです。

■長沼町議会議員及び長沼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について（原案可決）

公職選挙法の一部を改正する法律（令和２年法律第45号）が公布され、町村の選挙における立候補環境の改善を目的として、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙の公費負担について、町村にも同様に拡大されることから、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

■長沼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

第９次地方分権一括法による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準について、市町村が条例で定めることができるようになったことから、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第270号）が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

■令和２年度長沼町一般会計補正予算（第７号）（原案可決）

人事異動及び給与改定等に伴う人件費、ふるさと長沼応援寄附報奨贈呈事業費、中山間地域所得向上支援事業費などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ２億５００５万３千円を増額し、予算の総額を１０１億１９４３万３千円とするものです。

■令和２年度長沼町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（原案可決）

保険給付費等交付金過年度精算償還金などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ７７２万５千円を増額し、予算の総額を15億８４５３万４千円とするものです。

■令和２年度長沼町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）（原案可決）

医療システム関係経費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ94万６千円を増額し、予算の総額を４億６０６万８千円とするものです。

■令和２年度長沼町介護保険特別会計補正予算（第２号）（原案可決）

人事異動及び給与改定等に伴う人件費、施設介護サービス給付費などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ６８３０万５千円を増額し、予算の総額を14億９６１０万６千円とするものです。

■令和２年度長沼町立介護療養型老人保健施設事業特別会計補正予算（第４号）（原案可決）

人事異動及び給与改定等に伴う人件費などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ４３２万５千円を減額し、予算の総額を３億４４９０万６千円とするものです。

■令和２年度長沼町下水道事業特別会計補正予算（第２号）（原案可決）

公共桝設置事業費などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１１０万円を増額し、予算の総額を４億７８０５万４千円とするものです。

■令和２年度町立長沼病院事業会計補正予算（第３号）（原案可決）

人事異動及び給与改定等に伴う人件費の補正で、収益的収入及び支出について、既定の支出から４９１０万４千円を減額し、支出総額を11億２８２４万円とするものです。

■工事請負契約の締結について（富士戸川改修工事）（原案可決）

富士戸川改修工事のため、令和２年12月７日に執行した一般競争入札の結果、９３２８万円で「株式会社シイナ重建　代表取締役　椎名日出已氏」に落札したので、同社との間に請負契約を締結するものです。

■令和２年度長沼町一般会計補正予算（第８号）（原案可決）

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１６２７万円を増額し、予算の総額を１０１億３５７０万３千円とするものです。

■人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（原案同意）

人権擁護委員である藤川和信氏（栄町２丁目２番）及び保井千恵子氏（東３線南６番地）の任期が、令和３年３月31日をもって満了となることから、両氏を引き続き推薦するため、議会の意見を求めるものです。

家賃を助成します

対象を拡充しました

町では、人口減少対策の一環として移住促進など町外からの転入者の増加を基本目標の一つに掲げています。そのため、定住・転入促進の施策として、町内で働く方の家賃を一部助成します。

昨年度から、試用期間・正社員登用制度がある事業所の方も対象になりやすいよう、制度を拡充しています。

助成対象者

町内の事業所に就業または就農する正規職員もしくは個人事業主で、民間賃貸住宅（町営住宅・社宅・寮・三親等以内の親族が所有する住宅を除く）に平成30年３月１日以降に転入した「40歳未満の町内就業者がいる世帯」または「18歳に達する年度終了までの子が居住し、かつ、その子を扶養している町内就業者がいる世帯」

助成金額

①若年単身者　**月額６，０００円**
（40歳未満の単身の町内就業者）
②若年世帯　**月額９，０００円**
（40歳未満の町内就業者がいる世帯）
③子育て世帯　**月額12，０００円**
（18歳に達する年度終了までの子が居住し、かつ、その子を扶養している町内就業者がいる世帯）
※助成額の２分の１は「ながちゃんスタンプ会の商品券」で交付します。

助成期間

最大３年間
（最初の助成対象月から36か月）

対象期間

令和２年１月～12月に支払った家賃

申請期間

１月15日㈮～２月12日㈮

申請書及びパンフレットは、役場建築係で配布するほか、町ホームページからも取得できます。そのほか詳細についても、町ホームページで確認できます。
（https://www.maoi-net.jp/gyosei/syuugyoutei jyuusokusin.htm）

【問合先】
役場建築係（☎76－8024）